

名古屋市告示第441号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 9月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
坂倉医院	名古屋市西区那古野一丁目10番 8号	令和 7年 7月26日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
いわつか歯科クリニック	名古屋市中村区岩塚本通 4丁目37番 地	令和 7年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課